

「広島市子どもの権利に関する条例（仮称）」制定の必要性について

広島市では、昨年8月に「広島市子どもの権利に関する条例（仮称）」の骨子（試案）を公表し、市民説明会や各種団体等への説明を行うとともに、市民意見募集を実施しました。寄せられた意見の中には、「市が条例を制定する必要性がよくわからない。」という趣旨のものが多くありましたので、あらためて本市の考え方を次のとおり整理しました。

【「広島市子どもの権利に関する条例（仮称）」制定の必要性】

我が国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約」に掲げられている暴力や虐待からの保護、健康・医療への権利、意見を表明する権利などの子どもの権利は、子どもが健やかに生活、成長するうえで当然に保障されるべき権利であり、身近な地域や家庭、学校の中で実現していくことが必要です。

条約は、憲法第98条により誠実に遵守することが必要であるとされていますが、条約を批准して15年経過した現在でも、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめ等の重大な子どもの権利侵害が数多く起こっています。広島市においても例外ではありません。

また、少子化、核家族化の進行、地域のつながりの弱体化などによる親と子どもの孤立化、電子メディアからの有害情報の氾濫、子どもが安心できる居場所の減少など、社会環境の変化も子どもの成育環境に大きな影響を与えています。

このような現在の子どもを取り巻く状況を踏まえ、子どもが健やかに成長・発達していくうえで様々な問題を解消し、広島市の子どもたちが今以上に安心して自分らしく生きていくことを支援する必要があります。そのためには、子どもの最善の利益を確保するという条約の理念を具体化していく必要があります。市民に最も身近な自治体であり、子どもが置かれている現状を最もよく把握している市町村が条例を制定し、子どもの権利の保障に取り組むことに意義があります。

地方自治体の法規であり、市民への強いメッセージ性がある条例を制定することにより、家庭や学校、子どもに関わる施設、地域などあらゆる場で子どもの権利についての市民の理解が深まるとともに、社会的な規範が強化され、社会全体で子どもを支援する環境づくりができると考えています。

また、子ども施策の実施に必要な予算措置や子どもに関する総合的な計画の策定の根拠をこの条例で定めることにより、子ども施策を確実に、かつ、継続的に実施する法的根拠ができるとともに、条例の規定に照らして行政が実施する施策の妥当性がチェックされることから、子ども施策をより一層充実させることができます。

こうした考え方のもとに条例を制定することにより、子どもの権利の保障を進め、子どもにやさしいまちづくりを推進したいと考えています。